

# 特定医療費の支給対象となる医療機関や医療等の内容について

## 1. 特定医療を提供できる指定医療機関

- ① 病院又は診療所の開設者
- ② 薬局の開設者
- ③ 指定訪問看護事業者
- ④ 指定居宅サービス事業者 ※1
- ⑤ 指定介護予防サービス事業者 ※2

※1 訪問看護に限る。

※2 介護予防訪問看護に限る。

## 2. 対象医療の範囲

指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療

## 3. 支給対象となる医療の内容

- ① 診察
- ② 薬剤の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

## 4. 支給対象となる介護の内容

- ① 訪問看護 ※3
- ② 訪問リハビリテーション ※3
- ③ 居宅療養管理指導 ※3
- ④ 介護療養施設サービス

※3 介護予防を含む。

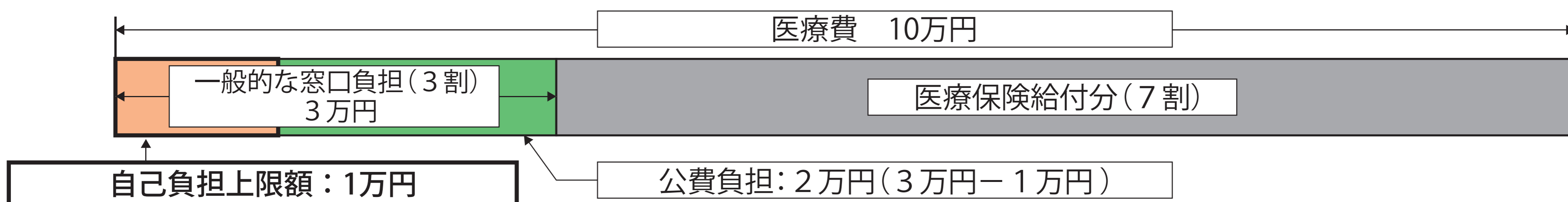
# 特定医療費の支給認定を受けた場合の医療費について

特定医療費の支給には、医療保険や介護保険による給付が優先となります。

一般的に、医療機関に受診すると、窓口での自己負担は3割を負担することになりますが（医療費全体の7割を医療保険が負担、3割を患者負担）、特定医療費の支給認定を受けた場合は、指定医療機関の窓口での自己負担が2割に引き下げられ、自己負担上限額（月額）までの負担となります。

ただし、自己負担上限額と医療費の2割を比較して、自己負担上限額の方が上回る場合は、医療費の「2割」が窓口での負担額となります。

例1) 一般所得Ⅰの者が自己負担上限額（月額：1万円）まで負担する場合（自己負担上限額：1万円 < 医療費の2割：2万円）



例2) 一般所得Ⅰの者が医療費の「2割」まで負担する場合（自己負担上限額：1万円 > 医療費の2割：0.8万円）

